

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の概要

1 背景

近年、ネットワークやサービスの多様化・高度化の進展に伴い、電気通信事故の原因や内容等が多様化・複雑化している。

このため、総務省では、平成 25 年 4 月から「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」を開催し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事故防止の在り方について同年 10 月に報告書を取りまとめた。本報告書の提言に基づき、利用者への影響の大きい回線非設置事業者に回線設置事業者と同様の技術基準等の事故防止の規律を適用すること等を内容とする電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）及び関係省令等の改正を行った。（平成 27 年 4 月 1 日施行。）

本改正を踏まえ、電気通信事業法第 41 条第 3 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 27 条の 2 の 2 第 1 項に基づき、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務（有料かつ利用者 100 万以上の電気通信役務）を提供する回線非設置事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定するに当たって、本年 3 月末時点の電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 2 条の規定に基づく電気通信役務の契約状況の報告等に基づき、株式会社 NTT ぷらら、ニフティ株式会社及びビッグロブ株式会社の 3 社を指定する。

また、現在、損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして技術基準等の適用除外とされている自ら設置する伝送路設備に接続せずにデータ伝送役務等※を提供する設備について、利用者数の規模等の観点から損壊又は故障等が発生した際に利用者にと及ぼす影響が高まっているものが生じている状況に鑑み、一定の要件に該当するものを適用除外の対象から除外する。新たに技術基準等の対象とする電気通信設備は、回線非設置事業者を指定する基準が有料かつ利用者 100 万以上の電気通信役務の提供とされたことを踏まえ、公平性を確保する観点から、有料かつ利用者 100 万以上の電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備とする。

本件は、上述のとおり、技術基準等の適用範囲を変更するために、電気通信事業法施行規則の一部を改正するものである。

※データ伝送役務等：アナログ電話、総合デジタル通信（音声伝送役務に限る）、OAB-J IP 電話、携帯電話及び PHS 以外の電気通信役務。

2 改正の概要

○自ら設置する伝送路設備に接続せずに、有料かつ利用者 100 万以上のデータ
伝送役務等を提供する回線設置事業者の設備への技術基準等の適用

- ・電気通信事業法施行規則第 27 条の 2 第 2 号を改正し、自ら設置する伝送路
設備に接続せずに有料かつ利用者 100 万以上のデータ伝送役務等を提供す
る回線設置事業者の設備を技術基準等の適用対象とする。

○指定を受けた回線非設置通信事業者の「電気通信設備の概要」に係る届出先
等

- ・電気通信事業者の指定に伴う電気通信事業変更届出書の届出先等に係る規
定を整備。

3 施行期日

平成 27 年 8 月 7 日。